

除染に関する緊急実施基本方針

平成23年8月26日決定

1. 位置づけ

放射性物質汚染対処特別措置法の枠組みが動き出すまでの緊急的な方針

2. 暫定目標

- ① 緊急時被ばく状況にある地域を段階的かつ迅速に縮小
- ② 長期的な目標として、追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下
- ③ 2年後までに一般公衆の年間被ばく線量を50%減少
- ④ 2年後までに子どもの年間被ばく線量を60%減少

3. 線量水準に応じた地域別の対応

- ① 避難指示を受けている地域
国が除染を実施
- ② 追加被ばく線量が1から20ミリシーベルトの間の地域
市町村が除染計画を策定し実施(国・県管理公的施設は、国、県が実施)
- ③ 追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下の地域
住民を含めた関係者が実施

市町村による除染実施ガイドライン

平成23年8月26日決定

除染対象		除染方法
生活圏	家屋・庭	庭木の剪定、軒下などの除草、雨樋の清掃、屋根の高圧洗浄、庭土の表土除去
	道路	アスファルトの継ぎ目・ひび割れのブラッシング、側溝の清掃、表面の削り取りや再舗装
	学校・保育所・公園など	校庭表土の土壌改良対策、側溝清掃
	街路樹など生活圏の樹木	常緑樹：枝葉の剪定 落葉樹：落ち葉・腐葉土の回収
森林(住居等近隣)	常緑針葉樹：3～4年にわたって継続的な落葉除去 林縁部周辺について枝葉除去 落葉広葉樹：林縁から20m程度を目安に落葉除去	
農地	耕起されていない所：表土削り取り、水による土壌攪拌・除去、反転耕 耕起されている所：反転耕、深耕	
河川	(検討継続)	